

派遣元指針に基づく情報の公開

2020年9月30日現在

【 熊本 】

労働者派遣の実績

労働者派遣の実績	実績数
派遣先企業	225件
派遣労働者	457人

雇用安定措置を講じた人数
124

教育訓練

派遣前訓練	・ビジネスマナー研修 ・情報セキュリティ研修 ・安全衛生教育

派遣料金の額、派遣労働者の賃金額

契約職種	派遣料金 (1日8時間あたりの金額)	派遣労働者へ支払う賃金 (1日8時間あたりの金額)	
製造技術者	20,586 円	13,163 円	
情報処理・通信技術者	25,670 円	15,617 円	
一般事務従事者	14,439 円	9,378 円	
会計事務従事者	17,312 円	8,937 円	
生産関連事務従事者	13,217 円	9,079 円	
事務用機器操作員	12,205 円	8,071 円	
商品販売従事者	13,983 円	12,957 円	
家庭生活支援サービス職業従事者	10,560 円	7,043 円	
飲食物調理従事者	12,760 円	9,130 円	
生産設備制御・監視従事者	15,829 円	9,539 円	
機械組立設備制御・監視従事者	13,596 円	8,385 円	
製品製造・加工処理従事者	14,562 円	9,724 円	
機械組立従事者	13,237 円	8,575 円	
製品検査従事者	13,299 円	8,476 円	
機械検査従事者	22,003 円	15,534 円	
生産関連・生産類似作業従事者	14,080 円	11,274 円	
運搬従事者	14,532 円	9,026 円	
清掃従事者	12,402 円	8,286 円	マージン率
平均	15,237 円	10,122 円	33.57%

【 東京 】

労働者派遣の実績

労働者派遣の実績	実績数
派遣先企業	32件
派遣労働者	29人

雇用安定措置を講じた人数
5

教育訓練

派遣前訓練	・ビジネスマナー研修 ・情報セキュリティ研修 ・安全衛生教育
-------	--------------------------------

派遣料金の額、派遣労働者の賃金額

契約職種	派遣料金 (1日8時間あたりの金額)	派遣労働者へ支払う賃金 (1日8時間あたりの金額)	
製造技術者	29,920 円	15,784 円	
情報処理・通信技術者	27,949 円	16,784 円	マージン率
平均	28,935 円	16,284 円	43.72%

【 名古屋 】

労働者派遣の実績

労働者派遣の実績	実績数
派遣先企業	14件
派遣労働者	25人

雇用安定措置を講じた人数
5

教育訓練

派遣前訓練	・ビジネスマナー研修 ・情報セキュリティ研修 ・安全衛生教育
-------	--------------------------------

派遣料金の額、派遣労働者の賃金額

契約職種	派遣料金 (1日8時間あたりの金額)	派遣労働者へ支払う賃金 (1日8時間あたりの金額)	
製造技術者	31,495 円	19,449 円	
情報処理・通信技術者	29,285 円	28,822 円	マージン率
平均	30,390 円	24,136 円	20.58%

【 大阪 】

労働者派遣の実績

労働者派遣の実績	実績数
派遣先企業	29件
派遣労働者	31人

雇用安定措置を講じた人数
7

教育訓練

派遣前訓練	・ビジネスマナー研修 ・情報セキュリティ研修 ・安全衛生教育
-------	--------------------------------

派遣料金の額、派遣労働者の賃金額

契約職種	派遣料金 (1日8時間あたりの金額)	派遣労働者へ支払う賃金 (1日8時間あたりの金額)	
情報処理・通信技術者	30,695 円	18,504 円	マージン率
平均	30,695 円	18,504 円	39.72%

【 福岡 】

労働者派遣の実績

労働者派遣の実績	実績数	雇用安定措置を講じた人数
派遣先企業	70件	23
派遣労働者	162人	

教育訓練

派遣前訓練	・ビジネスマナー研修 ・情報セキュリティ研修 ・安全衛生教育
-------	--------------------------------

派遣料金の額、派遣労働者の賃金額

契約職種	派遣料金 (1日8時間あたりの金額)	派遣労働者へ支払う賃金 (1日8時間あたりの金額)	
製造技術者	31,102 円	15,864 円	
情報処理・通信技術者	28,217 円	16,306 円	マージン率
平均	29,660 円	16,085 円	45.77%

【 優良派遣事業者行動指針 】

- 1、労働者と企業を結びつける人材派遣事業の社会的役割を自覚し、派遣社員の個人情報と派遣先企業に関する情報の保護に十分留意しつつ、民間事業としての特性を活かし、労働市場の需給調整に貢献する。
- 2、派遣社員の人格、個性を尊重し、安心・安全で働きやすい環境を確保するとともに、キャリア形成を支援する。
- 3、事業に関する情報の開示に努め、広く社会とのコミュニケーションを行い、透明性の高い事業運営を行う。
- 4、人材派遣業の運営に携わるすべての社員が法令順守を徹底し、派遣に関する法令・契約を遵守しない派遣先企業には厳正な態度で臨む。

【 待遇決定方式の情報提供 】

働き方改革及び改正労働者派遣法(2020年4月1日施行)に伴う、待遇決定方式に関する情報提供は下記の通りです。弊社では、「労使協定方式」を採用しています。

(1) 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

派遣先で業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。当社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(2) 労使協定の有効期限の終期

本労使協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とする。



熊本県熊本市中央区神水2丁目9-1TECHNO-CREATIVEビル
TEL:096-386-2360 FAX:096-385-9361

(労働者派遣事業 派43-010037)
(有料職業紹介事業 43-ユ-300014)